

**令和6年度新潟地方最低賃金審議会
第3回新潟県最低賃金専門部会議事要旨**

開催日時	出席状況
令和6年8月2日 13時30分～17時30分	公益3/3 労働者側3/3 使用者側3/3
<p>主な審議事項</p> <p>1 最低賃金の改正について</p> <p>冒頭、事務局より他局の審議状況について説明。その後、二者協議へ移行。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 公労、公使別に別室にて個別協議を行い、金額審議を実施した。・ 労使双方に歩み寄りに向けた議論を促すも、労使双方の提示額の主張の隔たりがまだあり、合意に至らなかった。・ その後、公益委員見解（案）を労使双方に提示。・ 次回第4回専門部会において、公益委員見解をあらためて提示し、労使双方からの意見を求めたうえで、公益委員見解を確定することとした。 <p>併せて、専門部会報告のとりまとめを行い、採決まで進めることとした。</p> <p>なお、全体会議再開時の冒頭で、二者協議で労使双方から行われた金額提示とその根拠等について、公益委員として以下のとおり取りまとめた概要を部会長から説明。</p> <p>労側委員より、連合新潟の2024春闘妥結状況（300人未満の加重平均額「9,581円」から「57円」（$9,581円 \div 168h = 57.0円$）の金額提示。</p> <p>使側委員より、毎勤統計（新潟版：令和6年5月）の第25表のパート・所定内給与（事業所規模5～29人）の時給換算額の対前年同月比4.0%増から、「37円」（$931円 \times 4.0\% = 37.24円$）の金額提示</p> <p>その後も労使双方に歩み寄りに向けた議論を促すも、主張の隔たりが埋まらず、合意に至らなかったことについて説明あり。</p> <p>2 答申の有無 無</p> <p>3 今後の見通し</p> <p>次回第4回専門部会を令和6年8月5日午前9時30分から開催することを伝達。第4回専門部会において、公益委員見解の確定及び当該見解を踏まえた専門部会報告（案）を作成し、当該（案）について採決を行う予定であることを伝達した。</p> <p>併せて、専門部会報告（案）の採決後、確定した専門部会報告を同日午後に関催予定の第3回審議会（本審）で報告する予定であることを伝達した。</p> <p>公開状況：傍聴人10名 1社3名</p>	